

令和7年度採用

石狩市職員採用資格試験案内

<資格職>

(保育士)

受付期間	令和 6年 5月10日(金) から 令和 6年 5月24日(金) まで
試験方式	1次試験：エントリーシート審査 2次試験：①WEB試験 ②個別面接試験
2次試験日	①令和6年5月31日(金) から6月10日 (月) までのうち、受験者が選択した日 ②令和6年6月23日(日) ※①と②の両方を受験する必要があります
備考	

石 狩 市

※高卒・短大卒・社会人経験者(一般行政)・障がいのある方を対象とした試験案内は、8月に配布予定です。

<受験者の皆様へ>

石狩市では、職員採用資格試験実施にあたり、次のような方の応募を歓迎しています。

- ① 職務に活用できると思われる資格をお持ちの方、スポーツでの活躍、英語、ロシア語等外国語に堪能な方、手話ができる方
- ② 職員自らが地域協働の担い手として活動するために、市内に居住する方
- ③ 石狩市のまちづくりを担う意欲・情熱のある方

1 試験区分・職務内容・採用予定者数・採用予定日

試験区分		職務内容	採用予定者数
資格職	保育士	厚田区及び浜益区の保育所に勤務し、保育業務に従事します。	若干名
採用予定日		令和7年4月1日付	

※ 採用予定数については、今後の計画等により変更する場合があります。

※ 採用は令和7年4月1日以降となりますが、欠員が生じた場合などは令和6年度中に採用する場合があります。

2 受験資格

試験区分		資格
資格職	保育士	昭和40年4月2日以降に生まれ、保育士の資格を有する方または令和7年3月までに資格取得見込みの方で、厚田区及び浜益区での勤務が可能な方 ※選考の過程で、保育士特定登録取消者管理システムを利用しますのでご了承ください。

- 共通の受験資格として、採用後に石狩市内に居住可能な方とします。
- 国籍は問いません。ただし、日本国籍以外の方は、採用後配置される職務等に一部制限があります。
- 下記のいずれかに該当する者は受験できません（地方公務員法第16条）。
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 石狩市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日時及び試験内容

(1) 1次試験 エントリーシート審査

- 合格発表 1次試験の結果は、5月31日（金）までに次の3つの方法により発表します。
 - ① 市役所正面玄関横の掲示場に合格者の受験番号を掲示します。
 - ② 市のホームページに合格者の受験番号を示します。
 - ③ 採用管理システムのマイページでお知らせします。

(2) 2次試験 ①WEB試験

日 時	令和6年5月31日(金) から6月10日(月) までの間のうち、市が指定する期間	
機 器	パソコン、スマートフォン(スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。)	
推奨環境	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティングシステム Windows : 10, 11、macOS : 15以降、Android : 9以降、iOS : 15以降 ・ブラウザ Windows : Microsoft Edge 最新版、Google Chrome 最新版 macOS : Safari 最新版 Android : Google Chrome 最新版 iOS : Safari 最新版 <p>※ JavaScript が使用できる設定であること。 ※ 5Mbps 以上の安定した回線をご利用ください。 ※ Cookie はオンに設定してください。 ※ 一部の機能は、PDF を閲覧できる環境が必要です。</p>	
試験内容	基礎能力検査	言語的能力、数理的能力、論理的能力等について、択一式試験を実施します。(20分程度)
	性格検査	職場での行動傾向を性格面から多面的・総合的に測定します。(30分程度)

※試験問題の内容に関する問い合わせには、一切お答えできません。

(3) 2次試験 ②個別面接試験

日 時	令和6年6月23日(日) ※時間は、1次試験合格者に採用管理システムのマイページでお知らせします。
会 場	石狩市役所402会議室(石狩市花川北6条1丁目30番地2)
試験内容	申込内容等を参考に人物評価を行います。
試験当日の持ち物	受験票

○ 合格発表 試験の結果は、7月中旬までに次の3つの方法により発表します。

- ① 市役所正面玄関横の掲示場に合格者の受験番号を掲示します。
- ② 市のホームページに合格者の受験番号を示します。
- ③ 採用管理システムのマイページでお知らせします。

4 受験申込み手続き及び受付期間

申込方法	インターネット申込み ※申込はすべてインターネットでの受付となります。
事前準備	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン又はスマートフォン ※スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。 ※使用可能なパソコン及びスマートフォンを所有していない人は、学校、インターネットカフェ等のパソコン等を利用してください。 ・「city.ishikari.lg.jp」「city.ishikari.hokkaido.jp」「ibt-cloud.com」「cbs-s.com」「bsmrt.biz」のドメインから送付される電子メールが受信できるように設定 ※スマートフォンの設定方法については、各自で確認してください。 ※電子メールの設定不備や通信障害等については、本市では一切の責任を負いませんのでご注意ください。 ・PDFファイルを読むためのソフト ・顔写真のデータ ※3か月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるものがが必要です。 ※登録可能なデータ形式は「.jpg」「.jpeg」です。 ※登録可能なデータサイズは最大3MBです。

申込手順	<p>①市のホームページから申込専用サイトへ接続しメールアドレス等を事前登録</p> <p>②事前登録完了のメールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスしマイページ内で受験者情報等を本登録</p> <p>※個人IDとパスワードは、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。</p> <p>③本登録完了メールを受信し受験申込完了</p> <p>※本登録後に24時間を経過しても完了メールが届かない場合は、職員課職員担当にお問い合わせください。</p> <p>※詳細な申込み方法については別紙「インターネット申込案内」をご覧ください。</p>
受付期間	<p>令和6年5月10日(金) 午前10時～5月24日(金) 午後11時59分</p> <p>※申込締め切り直前は、サーバーが混み合うことなどにより申込みに時間がかかる恐れがありますので、余裕をもって早めに申込手続きを行ってください。</p> <p>※受付期間中は、24時間いつでも申込みができますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込みの遅延等には一切の責任を負いませんのでご注意ください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子を使用するなど、試験等に際し要望のある方は、申込みサイト上の「試験等の要望事項」に記載してください。 ・資格、特技、スポーツ等実績のある方は、申込みサイト上の所定の欄に記入してください。 ・申込内容に不備があった場合、受付を拒否する場合がありますので、入力には慎重に行ってください。
問合せ先	<p>〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2</p> <p>石狩市総務部職員課職員担当 午前8時45分～午後5時15分(土・日・祝日除く。)</p> <p>電話 0133-72-3151 E-mail gyosei@city.ishikari.hokkaido.jp</p>

5 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載されます。この名簿は、原則として、令和7年4月1日以降の採用に利用するもので、名簿の確定した日(最終合格者発表日)から1年間有効です。ただし、欠員が生じた場合などは令和6年度中に採用する場合があります。
- (2) 採用にあたり、市が指定する医療機関において健康診断を受診していただきます。
- (3) 日本国籍を有しない職員は、「公権力の行使または公の意思形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」という原則に基づき、市政の企画立案決定等に関与する課長職以上の職、及び人事・財政等の市の基本政策の決定に携わる主査(係長)職に就任することはできません。
- (4) 最終合格後、必要書類を提出していただきます。応募書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。
- (5) 地方公務員法第22条の規定により、採用後原則6か月間は条件付きのものとし、その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。

6 昨年の試験結果

区 分	募集人員	受験者数 (A)	最終採用者数 (B)	倍率 (A) / (B)
保育士	若干名	3名	1名	3.0倍

7 試験結果の開示について

採用試験の結果については、2次試験の不合格者に限り開示を請求することができます。

開示請求ができる方	2次試験不合格者
開示請求期間	2次試験合格発表後2週間
開示内容	2次試験の基礎能力検査の得点及び順位
開示請求の方法	採用管理システムでお知らせします。

8 給与の概要

初任給	資格職	学歴、職歴等に応じ、額を決定することとなります。 <具体例> 年齢 最終学歴 職務経験年数 初任給月額 例1) 新卒者 短大卒 — 179,100円 例2) 30歳 短大卒 10年 249,500円程度
諸手当		※ 初任給は従事していた職歴を勘案のうえ、決定されます。職務内容によっては上記具体例を下回ります。 扶養手当、住居手当、通勤手当などがそれぞれの支給要件に応じて毎月支給されるほか、期末・勤勉手当（6月・12月）、寒冷地手当（11月～3月）が支給されます。

9 その他

- (1) 採用資格試験に伴う旅費等は、一切支給しません。
- (2) この試験に関して提出された書類は、一切返却しません。
- (3) 受験に際して石狩市が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では一切使用しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。
- (4) 台風等の自然災害の影響等により試験日程等を変更する場合は、事前に採用管理システムのマイページでお知らせします。
- (5) 欠席者向けの再試験は予定しておりません。